

近江国における村落神話について

藪部 寿樹

はじめに

本稿では、近江国における村落神話を考察する。村落神話とは、中世村落の草創に関する神話である⁽¹⁾。また中世村落の草創は、土地の開発に伴うものである⁽²⁾ので、村落神話は開発神話、開発に関する神話的な物語でもある。

また村落神話は、村落内身分集団の自己認識として、宮座祭祀で再現されていた。主に次の三つの形で、村落神話は語られていた。

- (A) 祭神と祭祀者との始源的関係の再現
- (B) 祭具・供物の神話的意義の提示
- (C) 村落神話の演劇的な復原・反復

なお、村落内身分とは、村落集団によりおのおの独自に認定・保証され、一義的にはその村落内で通用し、村落財政により支えられた身分体系である⁽³⁾。

これらの点をふまえて、近江国における事例をみていこう。

一 栩原若王子大明神

まず最初にとりあげるのは、蒲生郡栩原郷綺田荘（現滋賀県東近江

市綺田町）にある栩原若王子大明神（現栩原稻荷神社）の事例である。この事例は以前、概略を紹介したことがある⁽⁴⁾が、今回、改めてその詳細を考察する。

（表紙）

「近江国蒲生郡栩原郷綺田之庄

綺田村之栩原大明神之由来」

栩原若王子大明神之由来

抑栩原大明神之由来ヲ尋ルニ、昔、当村ヨリ南之山手之方ニ溜池之水之上ニ、栩之木ニテ造りたるくるけニ乗り、年六歳斗り之童子尙人現ハれしニ、村之者不思議之余リ、何方ハ何人様ニ候ト問、答て、予者神也、此辺ニ社ヲ築てくれかしと言リ、神なれハ何等之奇瑞を顕し賜へと言、村へ帰り、翌日、村之者、山へ行ハ、昨日迄野原ニて有し所五拾間四方ニ長サ尙丈斗り之栩之木生ニけり、是より神之奇瑞也とて、五拾間四方之社と定メ神を祭り、其名を栩原若王大明神と奉申て候也とイエリ、延徳元酉年迄ハ氏子、綺田村・石塔村・平林村・蓮花寺村・野出村・下小房村・上小房村・寺村・川合村・岡本村・大塚村外式拾五ヶ村、栩原之郷、綺田之庄之大宮也しか、其後、元亀天正之頃、国中大ニ乱れ、宮之修服も難行届、夫ニ付、右村々え神器を特別れ、氏神とする也、

今之社者、昔大宮榎原祭り之御旅所也しか、元和三巳年、宮を造り、綺田村之氏神と申候也

安永二巳年十一月

了味書之^④

これは、一七七三(安永二)年の榎原大明神由緒書である。これによると、昔、綺田村より南の山手の方、溜池の水の上に榎の木で造った「くるけ」に乗り、年六歳ばかりの一人の童子が現れたという。「くるけ」とは船のことであろうか。

村の者たちが不思議に思つて、童子に誰何した。すると童子は「私は神である。この辺りに社を築いてほしい」と言った。それに対し村人たちは「神様ならば、何らかの奇瑞を顕して下さい」と返事をして、村に帰った。翌日、村の者が山に行くとき昨日まで野原だった五〇間(約九メートル)四方の場所が、一丈(約三メートル)もある榎(とち)の林になっていたという。これこそ神の奇瑞だということ、この五〇間の場所を境内として社を建立し、榎原若王子大明神としてお祭りした。

以前にも指摘したように、神が自らを神と自称し、それに対して奇瑞を顕さなければ信仰しないと突っぱねる村人たち、この点に、中世的な信仰の形がよく示している。

この神話は、村落の開発・創始を直接的には示していない。しかし、以下の各点に留意すべきである。

まず、この神話で、榎原若王子大明神が溜池から出現している点に注意したい。水利に乏しいこの地域で、溜池は重要な灌漑施設であった^⑤。この神話では、榎原若王子大明神がこの溜池に関わる神であることを示唆している。水利は、村落開発の重要な前提である。

また、榎原若王子大明神が、一夜にして野原を一面の榎木の原にしたことにも注意すべきである。この神は水のみならず、植物の生育にも力をもつ神とみなし、村人たちは信仰したのである。この点は、村落開発の前提となる宗教的事象として重要である。

そして、この神が造成した榎木の原が「榎原」の地名そのものになっていることも重要である。

この榎原若王子大明神は、由緒書にあるように綺田村・石塔村・平林村・蓮花寺村・野出村・下小房村・上小房村・寺村・川合村・岡本村・大塚村など二五ヶ村により祭られていた。これらの村々は、綺田庄・麻生庄・市子庄に属している。すなわち、榎原若王子大明神は、この三庄園を祭祀圏とする広域の鎮守社であったのである。

綺田庄・麻生庄・市子庄はいずれも花山院家領(綺田庄は、中世後期、その一部が相国寺鹿苑院領となる)である^⑥。榎原若王子大明神は、大塚村の北東にある榎原山にあった。榎原郷という地名は、この榎原山にちなみ、榎原若王子大明神の祭祀圏である綺田庄・麻生庄・市子庄の領域を示したものであろう。

したがって、この神話で語られる「榎原」の地名起源伝承は、とりもなおさず、榎原郷の始源を物語るものと言えるのである。

以上の点から、この榎原大明神由緒書は榎原郷の村落神話と位置づけることができよう。

その後、榎原郷の村々が自立して、それぞれの鎮守社を持つようになった。その結果、一六一七(元和三)年、もと御旅所であった地に榎原若王子大明神は遷座し、綺田村の鎮守社・榎原稻荷神社となった。そこで、次の史料をみてみたい。

一 往古、大塚村領内ニ榎原大明神与申大社在之、右大明神之氏子ニ

御座候而、宗旨之節は宮老人内ニ而式人ツ、当番之者より村中へ

大頭

米石石式斗を以振舞仕来り候ニ

これは、一七八〇（安永九）年に書写された、一五〇六（永正三）年老中古書来写である。これによると、綺田村の宮座では毎年、大頭・小頭の頭役があり、それによって祭祀がおこなわれてきたことがわかる。文中の「宗旨」は、近江国の宮座祭祀にしばしば見られる宮座儀礼「シユウシ」のことであろう。

また老中とか宮老人と書かれているように、この宮座は臈次成功制宮座であろう。

ところで、老中古書来写には、一五〇六（永正三）年から一八四五（弘化二）年まで、毎年、大頭・小頭の頭役を勤仕してきた者の名簿が書き継がれている。綺田村に榎原若王子大明神が遷座したのは一六一七（元和三）年とされている。このことからみて、老中古書来写には、もともと綺田村の鎮守であった寺村稻荷神社の頭役が記載されているものと思われる。それが、榎原若王子大明神の遷座後には、榎原稻荷神社として、宮座祭祀が継続されていたのであろう。

榎原郷の惣郷鎮守社であった時期の榎原若王子大明神の祭祀形態は不明である。しかし、この綺田村での宮座祭祀から推して、惣郷鎮守社時代の榎原若王子大明神でも、惣郷レベルでの宮座祭祀が営まれていたのではないだろうか。史的な根拠はないが、このように推測しておきたい。

二 金峯塔王

次は、神崎郡佐目村。現在の東近江市佐目町、若宮八幡神社の境内に塔お金神社がある。その縁起、御金塔尾之縁起をみてみよう。

（前略）仁王八十六代一条院即位三年永祚元年己丑歳八月三日酉刻、三方日出後為一也、此時亦天下大旱、左目之老若、水搔垢離精進潔齋而、十余人俱相語云、彼御金之峯近入山欲奉乞雨、同意而致登山、（中略）光輝如鑑大地、仰觀之、錦如鸞鷲空中物、有數十丈余、中有如裏日月物、（中略）於此中一老父、漸發微声云、（中略）參御金峯近塔尾辺、為奉乞雨、村之老若十余人、皆入此山、俱致祈念、伏願要降雨、言未了、從雲中可也答也、答未了、十七八之童子著冠纓嚴衣裳、立向十余人者云、御山之中者、汝等如所願要降雨也、相語了、忽然即甚風甚雨、霹靂雷声、（中略）十余人者稽首合掌云、南無藥師瑠璃光如来、金峯塔王、此山之龍神、願再令歸我在処、觀念祈誓而運歩、漸歸著左目之村、撰見人数者、一人失而無焉、村之老若男女相聚、啼淚悲流處、少焉、不湿雨、不侵風而帰、故問如何、云、先之着冠嚴裳童子有、御引我手、參金峯塔尾、童子云、從今汝為令成先達也、無先達者勿入此山、汝看之、猥入山致惡逆者、徒在世犯罪障者、以業秤如此戒之懸之也、誠聞此語見此事、恐怖而看大木之末末、廿余之大男懸枯枝、如紅舌低胸臆間、被閉両眼、苦痛声聞胸内、（中略）童子云、汝者謂無為而歸去于村里者、從言下歸著也、（中略）發奇特思見、踏足草鞋微無破損、為踏無痕、見草鞋底只杉葉有二、（中略）神託云、於金峯塔尾之山而乱妨狼藉之輩者、必可与罪罰、其次第純四、第一者六

親、第二者村人、第三者郷、第四者郡、第五者其身也、神罰仏罰
長無止、永無休、(下略)^⑧

この御金塔尾之縁起の「初書記」は九七六(貞元元)年とされているが、奥書によると一六五一(慶安四)年の書写になるものである。

縁起の前半は、御金塔尾という地名の由来ともなる薬師如来の「檀金」について語られているが、ここでは触れないこととする。ここに引用した縁起の後半について、読み下してみよう。

①人皇六十六代一条院の即位三年、永祚元年己丑歳八月三日酉刻に、三方に日が出て、後に一つに為るなり。この時、また天下大旱たり。左目の老若、水掻き、垢離、精進潔斎して、十余人、俱に相語らいて云わく「彼の御金の峯近くに入山し、雨を乞い奉らんと欲す」と。同意して、登山を致す。(中略)

②光り輝くこと鑑のごとき大地なり。これを仰ぎ観るに、錦や駿麩のごとき空中の物、数十丈余有り。中に日月を裹むごとくなる物有り。(中略)この中の一老父、漸く微声を発して云わく「(中略)御金峯近く塔尾辺りに参り、雨を乞い奉らんと欲す。村の老若十余人、皆この山に入りて、俱に祈念を致す。伏して願うは、要は降雨なり」。言、未だ了らざるに、雲中より「可なり」と答えるなり。答え未だ了らざるに、十七八の童子、冠纓を著し衣裳を厳かにして、十余人の者に立ち向かいて云わく、「御山の中の者よ。汝らの所願の要のごとく、雨を降らせるなり」と相語らいつりて、忽然として即ち甚だしき風、甚だしき雨、霹靂して雷声あり。(中略)十余人の者、稽首、合掌して云わく、「南無薬師瑠璃光如来、金峯塔王、この山の龍神よ。願わくば、再び我が在処へ帰らせしめよ」。観念し、祈

誓して歩を運ぶに、漸く左目の村に帰著す。

③人数を撰び見れば、一人失いてなきなり。村の老若男女、相聚まりて、啼きの涙を悲しく流す處に、少しも雨に湿らず、風に侵されずして、帰る。故を問うにいかん。云わく、「これに先立ちて、冠と厳かな裳を着た童子あり。我が手を御引きになつて金峯塔尾に参る。

童子云わく「今より汝を先達となさしめんためなり。先達なくんば、この山に入ることなかれ。汝、これを看よ。猥に山に入り惡逆を致す者、徒らに世に在りて罪障を犯す者、業の秤をもつて、かくのごとく、これを戒め、これに懸けるなり」。誠にこの語を聞き、この事を見る。恐怖して大木の木末を看るに、廿余りの大男、枯れ枝に懸かる。紅のごとく舌は胸臆の間に低れる。両眼を閉じられ、苦痛の声、胴内に聞こゆ。(中略)童子云わく、「汝は無為にして帰り去りて、村里の者に謂え」。言下より帰著するなり」と。(中略)奇特の思いを発して見るに、踏み足の草鞋は微かにも破損なし。踏むための痕もなし。草鞋底を見るに、ただ杉の葉二つ有り。(中略)

④神託に云わく、「金峯塔尾の山にして乱妨狼藉の輩には、必ず罪罰を与えるべし。その次第順、第一は六親、第二は村人、第三は郷、第四は郡、第五はその身なり。神罰仏罰は長くやむことなし、永く休むことなし」と。

まず①では大旱なので、雨乞のために御金の峯近くに登山するいきさつが語られている。そして②雨乞を了承する雲中からの声がして、威儀を正した童子が現れて、神意を更に告げた。そして村の老若十余人は無事、村に帰った。

ここまでだと、単なる雨乞の奇瑞を語る縁起にすぎない。問題は、

その後である。③童子は村人の一人を引き留めて、無断入山者の残酷な末路を見せた。そのうえでその村人を「先達」に指名し、先達がいなければ何人も入山できないことを告げたのである。そして④ではその神罰仏罰が嚴重であることを神託として告げている。

この縁起によって、金峯塔尾山に関する諸権利は、すべて佐目村が有することが保証された。

水利や山野の領有が村落開発の前提的な事象であることはいうまでもない。そのうえ、この金峯塔尾山は雨乞についても靈驗ある山なのである。この御金塔尾之縁起は、佐目村と金峯塔尾山とが一体であるという、村の自己認識を示した村落神話といえよう。

佐目から約一日の行程、滋賀県・三重県の県境付近に金峯塔尾山がある。地元の方々のお話や写真などによると、そこには天狗の貌に似た奇岩の塔御金様が今でも屹立している。

佐目村は、中世では近衛家領柿御園に属していた⁹⁾。柿御園の後身である、近世の御園郷六ヶ村でも、金峯塔尾山・塔お金神社は雨乞の神として信仰を集めていた。雨乞の神として広範囲から信仰されていたことは、中世にも遡及するものであろう。

なお、詳細は不明であるが、若宮八幡神社には、かつて臈次成功制の宮座が存在していた¹⁰⁾。

三 伊香龍八所大明神

三つ目の事例は、滋賀郡伊香立荘、現大津市伊香立下在地町にある八所神社の来由記である。

(前略) 右此尊(大吉備諸進尊)より三拾二世遠孫に、正二位平群飛鳥真人大連に当りて、(中略) 天智六丁巳年四月、滋賀郡寄波庄を所領に賜、此處地に居館構へ居住したまひけり。或日、大連館にありて燈火の本に独り安坐まし／＼しハ、睡眠の折から一神来り告て曰、此地神代のむかし陰陽開け、天地二ツに別れし時、波浪の漂蕩の寄り集まり、凝竭れるの處地なり、ゆへに依て寄波或津或津といふ、汝永く伝領すへし、我も此に居して守護すへし、我ハ瓊々杵尊なりとのたまひぬれは夢覚ぬ、(中略) 夢に亦告て曰、居館の北の岡の處地に当りて、一夜に八本の杉の生ぜん處こそ宮處なるへし、我ハ倭足彦国押人尊なりとのたまひて夢覚ぬれは、不思議ならむ、館舎の北側の岡に杉八本生したり、時に老翁来りて告て曰、此所に早く宮殿を営みたまひなは、我も又跡垂ん、大連とふて曰、君ハ何處誰なるそや、答て申さく、汝の祖吉備諸進尊なりと、雲中に飛入たまひぬると、異香薫じ渡れり、仍而此地をは異香立の郷と申呼り、程なく(中略) 岡山を開きて宮社造営して、惣莊の産土神となす、蓋し、八處大明神と号奉るハ、第一瓊々杵尊、第二孝安天皇、第三平群天大吉備諸進尊、第四平群椿井王、第五平群懷菟王倭直大連、第六設日大連、第七平群菅田連、第八芦垣大連等の八所の神なり、亦々飛鳥真人館所の地に熊野三處の神を祭りて、鎮守の神となす、然後、飛鳥真人大連五世の苗

斎椿井中將、平群朝臣懷房の代に当りて、聖武天皇の御宇神龜元甲子九月、当国伊香郡の山中口那に大龍あつて暴悪をなせり、(中略)懷房、龍尾を以て山の麓の處地に埋み、龍尾塚といふ今伊香郡井龍塚是也、夫より当處の館に歸來りて、龍首を此地内に埋んで、異香立を改めて伊香龍の郷と申呼れり、就中、八所大明神も此刻より平群伊香龍八所大明神と号し奉れりとぞ、白鷺二羽も神使なる事を感じ、相住の宮と号して本宮の側に勧請せり、平群飛鳥真人大連も若宮大権現と崇祭るなり、是より恒例として四月午の日を以て神事となす、(中略)

正長元戊申年春三月十四日¹¹⁾

次に、この一四二八(正長元)年淡海滋賀伊香龍八所大明神来由記の内容を項目に分けて概要を整理してみよう。

- ①前略部分。中世神話の国土開闢神話。
- ②瓊々杵尊の夢告。飛鳥大連による寄波莊の伝領と瓊々杵尊の鎮護。
- ③倭足彦国押人尊の夢告。八本杉の奇瑞。
- ④吉備諸進尊の夢告と異香。異香立の郷名起源。
- ⑤八處大明神の創建。
- ⑥平群懷房の大龍退治。伊香龍の郷名起源。

まず注意したいのは、③の記事である。倭足彦国押人尊は孝安天皇なのである。なぜここに孝安天皇が登場するのは不明だが、一夜にして八本杉を生やしたという奇瑞に注目したい。これは、前述した栩原若王子大明神が、一夜にして野原を一面の栩木の原にしたのと類似の奇瑞である。孝安天皇は実在が疑われ、また事績の不明な天皇であるが、ここでは植物の生育に関わる神威をもつものとして信仰された

のであろう。このような植物生育に関わる神威が村落開発の前提となる宗教的事象であることは、前述したとおりである。なお、八本というのは、八所神社というのに因んで設定された数かもしれない。

次に④の吉備諸進尊の夢告と異香。これは、「異香立」という郷名の起源神話になっている点に注目したい。

同じ理由から注意したいのが⑥の平群懷房の大龍退治である。引用を省略した部分には、平群懷房が誉田八幡宮の助力により白鷺二羽に教導されて大龍を射殺す話が記されている。そして、この話により、「異香立」の表記を「伊香龍」に改めたという。「伊香龍」はいかたつ、またはいかだつと訓んだのであろう。これも、郷名の起源神話といえよう。

八所神社は、近世、伊香立五村すなわち伊香立向在地・伊香立下在地・伊香立上在地・伊香立生津・伊香立北在地の各村の鎮守社であった¹²⁾。この伊香立五村は、中世の伊香立莊に相当する。このことから、八所神社は、伊香立莊の惣莊鎮守社と思われる。

その惣莊鎮守社の神話に、莊名の起源や植物の生育に関わる神威が語られているのである。これも村落神話と位置づけてよいであろう。

一五七一(元龜二)年の織田信長の比叡山焼打ちを契機として、八所神社では日吉大社の大己貴命・白山菊理姫命を祭るようになり、来由記に記された元の祭神は境内社に移されている¹³⁾。

中世における八所神社の祭祀方法は不明であるが、現在はおかつての伊香立五村にあたる北在地・上在地・下在地・向在地・生津の五町が町ごとに年番を組んで秋祭を行っている¹⁴⁾。これはいわば、村組頭役宮座形式の祭祀であるといえよう。

四 兵主大明神

四つ目の事例は、野洲郡兵主郷（現野洲市五条）兵主神社、一六〇（慶長九）年の兵主大明神縁起である。

夫、近江国野洲郡八崎浦に兵主太神宮と申たてまつるハ、養老二年戊午十月上旬に此所にあらハれ給、そのはしめ三ヶ夜、金色の異光有て、十八郷を照すこと、さながら白日のごとし、人民不思議の思ひをなして驚きたふとミあへり、中にも五條播磨守資頼といふ人、希代の思をなし、信心肝に銘せしかは、いかなる神の影向そと、酉剋にをよひて八崎浦に参向、しはく、ゆきつ、みちにまよひ、情を定むる程、とある所に立よりすこしまとるむうちに、衣冠た、しきかたちを現しおハしまして、我は兜率天の主不動明王也、衆生を濟度せんかために一百廿年前に矜迦羅使者を薬師如来と現し、制多迦童子を愛染明王と変化してあまくたります、則二大明神これなり、われ今降臨して兵主太神宮とあらハれんために、二童子をかねてくたす所也、汝か館にゆかむ、をしへにまかせは靈験を見せしめむ、北斗を右眼（まなこ）の上に見てむかへと示し給ひて夢さめぬ、則天上をみれば衆星歴々たり、御告のごとく北斗を拝してゆくに、程なく平砂渺々たる處あり、見れば大亀東にむかふ、白蛇甲に乗り、群鹿守護したてまつる、神異（あま）うたかひなしと、感涙を流して拝したてまつり、扇をひらきうつらせ給へと祈精（まこと）しけれハ、やかて扇のうへに乗せ給へハ、大亀は海中に入、群鹿は雲に入去ぬ、又南斗（みなも）を右眼上に見てかへれば、明星出現して、天すてに明ぬ、五條の西平なる所に、忽に林木をすらねてその陰

森々たり、中に奇異の柏樹一株あり、まつ神靈の白蛇をしはらく此枝にうつしたてまつり、いそき仮殿をつくり、夢中の神託にまかせて、兵主太神宮とあかめてたてまつる、彼瑞光により十八郷の地主と尊敬し、あゆミをはこひ、かうへをかたふけたてまつるともから、所願をみて給こと掌をさすか如し、（中略）しかるに此卅年前より又武士の有となりしより、社頭年々に荒廢して、いたつらに柱礎を残し、祭会月々に減少して、むなく居諸を送る、しかれとも猶神輿をは、四月酉日、五月五日にはかたハかりわたしたてまつる、いま再興の時いたらむ事を期するかゆへに、神宮等略して記する所如件

慶長第九甲辰歳十一月吉辰¹⁵

三晩も白昼のように一八郷を照らす金色の異光、これを神の影向と思つた五條資頼は、八崎浦に向かつた。

八崎浦は、縁起冒頭に「近江国野洲郡八崎浦に兵主太神宮と申たてまつるは」とあるように、兵主太神宮の鎮座地ともされる。この八崎浦は、野洲川北流河口部の八ツ崎のことであろう¹⁶。実際の鎮座地は、縁起にあるように「五條の西平」である。しかし、八ツ崎をもう一つの鎮座地であるかのように記載していることには、重要な意味がある。その点は後述する。

この八崎浦あたりで五條資頼は、不動明王の夢の告げを得る。不動明王は、五條資頼の館に鎮座すると言う。そして不動明王の教えの通りにすれば、靈験をみせようとも述べる。

そこに、大亀に乗つた白蛇がきた。大亀は後に「海中」に戻つたとある。しかし、示現の際、「大亀東にむかふ」とあることから、これは

琵琶湖であり、琵琶湖の沖から東岸に示現したものとされる。

そして扇の上にご神体の白蛇を乗せて家路に向かう。すると、

五條の西平なる所に、忽に林木をつらねてその陰森々たり

ということになる。「おしえにまかせは靈験を見せしめむ」といった靈験とは、この事であろう。すなわち、靈験とは、神威により、平地がたちまちに鬱蒼たる森林になったことなのである。

本稿では、金色の異光（瑞光）が一八郷を照らしたこと、兵主大明神が不動明王を本地とすること、琵琶湖から示現したこと、そして鬱蒼とした森林を忽ちに現出させる靈験を示したこと、この四点に注目したい。

兵主神は、八六二（貞観四）年の史料に既に見える古社である¹⁷が、この縁起が不動明王を本地とするような、本地垂迹説にたっていることに注意したい。また引用で中略した部分には源頼朝の兵主神社尊崇説話が記載されており、兵主神が武神として信仰されたという中世的な様相を、この縁起は示している¹⁸。

兵主神社は、中世後期以来、野洲川の下流域から河口にかけての築漁と密接な関係を持っていた¹⁹。縁起で、琵琶湖の八崎浦（八ツ崎）から示現したとされているのは、この築漁に関する権限を宗教的に裏書きする意味があるものと思われる。現在でも一月二五日に宮司が八ツ崎で神を迎える神事（オコリカキ）をしているが、これは縁起の内容を祭祀として再現するものであり、また兵主神社の築漁の権限を確認する意味があったものと思われる。

金色の異光（瑞光）が照らしたという一八郷は兵主一八郷であり、兵主神社の祭祀圏である。「彼瑞光により一八郷の地主と尊敬し」とあ

るように、兵主大明神が兵主一八郷の地主神であることを示した記載である。

このことは、現在の例祭のありかたからもうかがえる²⁰。四月にかつての一八郷、現在の二二集落の鎮守社（兵主神社の末社）例祭がある。その後の五月四、六日（メインは五月五日）に、兵主神社の例祭がある。この例祭には、各末社から神輿・太鼓台が兵主神社に結集する。

五月五日には兵主神社楼門翼廊に神輿七基が列ぶ。楼門中央は兵主大社周辺の乙殿神社（五条）・四宮八幡神社（野田）・苗田神社（須原）・千原神社（井口）・三之宮神社（六条）の神輿が交替で列ぶ。その両脇に浅殿神社（比留田）・二ノ宮神社（西河原）・矢取神社（小比江）・矢放神社（吉川）・狩上神社（堤）・戸津神社（安治）の神輿が列ぶ。それ以外の木部・乙窪・服部・津田・菖蒲・喜合・下堤と吉川・比留田は太鼓台を出すのである。兵主神社宮司・井口昌宏氏によると、兵主神社の神は末社の「親神」だという認識が氏子らにあるという。

さて、縁起の記載に戻ろう。兵主大明神の靈験により、平地がたちまち鬱蒼たる森林になった。このような靈験は、これまでもみてきたように、兵主大明神が植物の生育にも力をもつ神だということを意味しているのであろう。そしてまた、この点が、村落開発の前提となる宗教的事象であることはいままでもない。

以上のように兵主大明神縁起は、兵主大明神が地主神として、兵主一八郷の土地開発や築漁の実権に力を有することを示した村落神話だと認めてよいであろう。

また兵主大明神の示現を宮司が再現するオコリカキ神事は、（A）祭

神と祭祀者との始源的関係の再現及び(C)村落神話の演劇的な復原・反復という二つの要素を持つ儀礼だといえよう。

この点は、縁起に登場する五條播磨守資頼と現宮司家との関係からもうかがえる。かつての宮司家は、この五條資頼の末裔という五條家であった。井口昌宏氏の話と、同氏が所有する岡山在住の縁者井口家の系図によると、現在の井口家の先祖である井口永治(一五九七(慶長二)年没)の三男である永清(一六二〇(元和六)年没)に、次のような記載がある。

永清 井口宰相 兵主神社五条宰相養子
すなわち、神主五条家に井口永清が養子にはいり、そのまま井口家となつて現在まで続いてきたというのである。また宮司の井口家は、もともと井口村に盤踞した土豪・井口一族の一員だったともいう。

これは系図の記載と口碑に過ぎないが、少なくとも伝承上は神の示現と宮司家との関係が継続的に認識されていることを示したものと見えよう。この点が(A)の要素につながる。

以上のように、宮司が八ツ崎で神を迎える儀礼はまさしく、村落神話の演劇的な再現といえる。このような神話と祭祀との関係も、兵主大明神縁起が村落神話であることの証左となるだろう。

五 油日大明神

最後に扱う事例は、甲賀郡惣社で油日谷七郷(現甲賀市油日)鎮守油日神社の江州甲賀郡油日大明神縁起である。この縁起については、松本真輔氏らの先行研究がある⁽²¹⁾。

江州甲賀郡油日大明神縁起

厥当社大明神者、如意輪観音之垂迹、娑婆示現之冥道也、(中略)太子其後神恩為報謝、勝照四年戊申卯月日、此国有行幸、(中略)太子觀覽此山、有一本柳、太子手伐之、結幣帛、懸禰枝、勸請通山大明神、再拜銘肝、敬信合掌、(中略)過二百余歳、天元年中、彼池靈蛇、又取生贄、近辺之人民不能住、依之、人王六十四代帝円融院御宇、勅橋敏保朝臣、江州甲賀郡仰通山大明神之威風、可令殺害毒蛇云云、勅使任宣旨、臨彼池、駢毒蛇、其長及千尋、大蛇自尾出火、乘黑雲昇天、敏保射之、矢更不立、此火落地、烧山野類也、其時、敏保心中祈念、通山大明神者、朝敵降伏之冥道、国家鎮護之靈神也、早納受勅命、退治此毒蛇、人民令安穩、爰自東嶽、(一行アキ)(負脱カ)鎗矢人乘白馬、射切大蛇之尾、彼尾之落所名火尾山、其矢落所名矢河、敏保問云、何化人乎、答云、天地開闢以來守弓箭神也、聖德太子守屋退治之時、授兵術通山明神云者吾也、(中略)同御宇天元四年辛卯自十一月八日夜、彼嶽有大光、明照四方、如日月非日月、其光至日中如油、(中略)急嶽之麓、作社壇、改前之神号、正二位油日大明神之称号、重而成 勅許(中略)仍旧本難見之間、新誌之旨如件

天文十四乙巳十一月日

右以天文年中之正軸、今歳天保十六巳初夏日写終

油日山之僧 慧妙謹書⁽²²⁾

油日神社には、これ以外に油日大明神縁起と油日大明神濫觴記がある⁽²³⁾。いずれも内容は基本的に同じだが、油日大明神縁起は無年号、油日大明神濫觴記は明治期の写なので、本稿では江州甲賀郡油日大明

神縁起を分析対象としたい。

江州甲賀郡油日大明神縁起の成立年次については、松本氏が既に奥書の記載でほぼ問題がない旨の分析を加えており、本稿もそれに従いたい。

まず、内容ごとに区分しながら、読み下してみよう。

①聖徳太子による通山神明崇拜

それ当杜大明神は、如意輪観音の垂迹、娑婆示現の冥道なり。(中略)太子、その後神恩報謝のため、勝照四年戊申卯月日、この国に行幸有り。(中略)太子、この山を観覧するに、一本の柳有り。太子手ずからこれを伐り、幣帛を結び、柳の枝に懸け、通山大明神を勧請す。再拜、肝に銘じて、敬信合掌す。

②最澄の大蛇調伏談(中略部分)

③通山神明の再臨と社殿の再興

一百余歳を過ぎ、天元年中、かの池の靈蛇、また生け贄を取る。近辺の人民住むこと能わず。これに依り、人王六十四代帝円融院御宇、橘敏保朝臣に勅して、江州甲賀郡の通山大明神の威風を仰ぎ、毒蛇を殺害せしむべしと云々。勅使、宣旨に任せて、かの池に臨む。毒蛇を駈うに、その長さ千尋に及ぶ。大蛇の尾より火出る。黒雲に乗り昇天す。敏保これを射るに、矢さらに立たず。この火、地に落ち、山野を焼くこと頻りなり。その時、敏保心中に祈念するに、「通山大明神は、朝敵降伏の冥道にして。国家鎮護の靈神なり。早く勅命を納受し、この毒蛇を退治して、人民を安穩せしめよ」と。ここに東の嶽より、(一行空白)鎗矢を負う人白馬に乗り、大蛇の尾を射切る。かの尾の落つる所を火尾山と名づく。その矢の落つる所を矢

河と名づく。敏保問うて云わく、何の化人なるかなと。答えて云わく、天地開闢以来弓箭を守る神なり。聖徳太子、守屋退治の時、兵術を授けし通山神明と云うは吾なり。

④神名の変更と山麓の社壇建立

同じ御宇、天元四年辛卯十一月八日の夜より、かの嶽大きな光有りて、明るく四方を照らす。日月のごとくにして日月に非ず。その光、日中に至りて油のごとし。(中略)急ぎ嶽の麓に、社壇を作り、前の神号を改め、正一位油日大明神の称号、重ねて勅許を成す。(中略)仍て旧本見がたきの間、新たにこれを誌すの旨、件のごとし。

まず①で、聖徳太子による通山神明の崇拜について語られる。文中の「この山」とは、油日岳のことであろう。油日岳の山頂には現在でも岳大明神(油日大明神・通山大明神)が祭られる奥宮がある²¹⁾。

なお、油日大明神縁起ではさらに詳しい記載があり、それによると聖徳太子は、山麓にも玉殿を造営したという。これが再興以前の(油日)神社ということになるう。

実は、①の中略部分には、聖徳太子と物部守屋との合戦談などが記されている。そこから聖徳太子も通山大明神も武神であることが判明する。松本氏はこの点を強調しており、その論旨に本稿も同意する。ただ本稿では、武神以外の面に注目してみたい。

②は引用史料では省略した部分だが、ここには最澄による大蛇調伏談がある。またそれに関連して、最澄が大蛇の生け贄をやめさせた場所を「池原柚」と名付けたという地名起源伝承がある。ただ現存の小字には、似ている地名はあるものの、「池原柚」の地名そのものはみあたらない²²⁾。

③では、毒蛇が再び暴れ出し、天元年中（九七八年～九八三年）に円融天皇の命を受けて、橘敏保が退治に乗り出す。しかし、齒が立たずにいたところ、通山明神が再臨して、毒蛇を退治する。それに因んで「火尾山」や「矢河」の地名起源伝承が語られるが、この地名も現在では消滅しているようである。

この縁起では通山明神の再臨を語るのみであるが、前述した別本の油日大明神縁起ではこれを契機に社殿が再興され、再び信仰されるようになったとしている。

④では、九八一（天元四）年にかの嶽すなわち油日岳が光り輝いたので、急いで油日岳の麓に社壇を作り、神名を通山明神から油日大明神に改めたという。この山麓の社壇が現在の油日神社ということになる。

しかし、日本三代実録には既に八七七（元慶元）年には近江国の「油日神」とあり、齟齬する²⁶⁾。いまのところ、通山大明神がある段階で油日大明神と改名したという縁起の記述に従っておくが、詳細は不明である。

なお、油日大明神以前の通山明神という神名の意味などについても、詳細は不明である。

それでは、村落神話の観点から、この油日大明神縁起をどのように位置づけられるであろうか。

まず、生け贄を要求する毒蛇を退治して、油日谷の人民を守ったという点から、油日大明神がこの地域の守護神であることは明らかである。「近辺の人民住むこと能わず」というように、毒蛇のためにこの地域は荒廃していた。その毒蛇を排除して、荒廃していたこの地域に再

び人民が住めるようにしたわけであるから、油日大明神は村落開創の神ということができよう。

また、この縁起に池原柚や火尾山、矢河などの地名起源伝承が織り込まれている。このことも、この地域の始源を物語る一環といえよう。

油日神社の祭祀圏は、油日谷七郷といって、油日・櫛野・上野・栢山・毛牧・田堵野・野の七ヶ村に及んでいる²⁷⁾。

現在でも毎年九月に、宮司とこの七集落の氏子代表が油日岳に登って参籠し、翌日、山神の荒魂を山麓にある里宮の油日神社に迎える行事がおこなわれている²⁸⁾。これは縁起の④の部分、油日岳が光り輝いた奇瑞により、山頂から麓に油日大明神を勧請したという由緒を、毎年、祭祀として再現しているものといえよう。このことも、村落神話における（A）祭神と祭祀者との始源的関係の再現や（C）村落神話の演劇的な復原・反復という点に適しているものといえよう。

以上の点から、この油日大明神縁起も村落神話の一つとして位置づけることができるといえよう。

そのうえで、もう一度、松本氏が強調している油日大明神のもつ武神としての特徴²⁹⁾について触れておこう。

五月五日に行われる油日神社大祭で、甲賀の地侍五家が毎年交替で「頭殿（祭主）」を勤めた³⁰⁾。現在、この大祭で五年ごとに行われる「頭殿行列」は、「奴振」と呼ばれる武士的な儀礼である。

頭殿行列は、かつては上野頭・高野頭・相模頭・佐治頭・岩室頭の五頭が勤仕していた。しかし、現在では上野頭のみが勤仕しているで、五年に一度の開催となっているのである。相模頭の一七〇八（宝永五）年～一八六八（慶応四）年御頭之定日記（油日神社保管文書）

に「御頭」とあるように、頭殿行列は上野頭・高野頭・相模頭・佐治頭・岩室頭という地侍の同族宮座により運営されていたものなのである。

油日大明神縁起の背景にはまた、このような地侍の同族宮座があったものといえよう。

おわりに

これまで筆者は、いくつかの村落神話を発掘してきた。その際には、村落開発を直接的に物語る事例のみに絞って紹介してきた。

しかし、今回は、村落開創を直接物語るものではなくとも、それ何らかの形で関わる神話をも視野にいれてみた。

また今回は、中世において宮座祭祀との関連が史料上は明確でない事例もとりあげてみた。

今後、このような広い観点もとりいれつつ、村落神話の発掘に努めたい。

注

- (1) 藪部寿樹『村落内身分と村落神話―校倉書房、二〇〇五年、第五章〕、同『日本の村と宮座―歴史の変遷と地域性―』（高志書院、二〇一〇年、第五章）。
- (2) 藪部『日本中世村落内身分の研究』（校倉書房、二〇〇二年）、ならびに前掲注(1) 藪部『村落内身分と村落神話』・『日本の村と宮座』。
- (3) 前掲注(1) 藪部『日本の村と宮座』（第五章）。
- (4) 安永二年一月榎原大明神由緒書（榎原稻荷神社文書、『蒲生町史』第四巻史料、蒲生町、二〇〇一年、四四七～四四八頁）。この文書の原本は、現在行方不明である。榎原稻荷神社には原本のコピーがあり、それで読みを改めた。なお、以下の翻刻では異体字などは通用字に直した。
- (5) 『角川日本地名大辞典』滋賀県（角川書店、一九七九年、蒲生町の項、八九五頁）、『日本歴史地名大系』滋賀県の地名（平凡社、一九九一年、綺田村の項）など。
- (6) 前掲注(5) 『日本歴史地名大系』滋賀県の地名（麻生庄・市子庄・綺田庄の項）。
- (7) 永正三年（安永九年写）老中古書来写（滋賀県立図書館保管滋賀県市町村沿革史編さん資料、前掲注(4) 『蒲生町史』第四巻、一四四～一四八頁）。
- (8) 御金塔尾之縁起（佐目所蔵文書、『神道大系』神社編二三近江国、神道大系編纂会、一九八五年、三四〇～三四六頁）。原本・佐目所蔵文書・永源寺町史編さん室整理番号14-1-1-G74で読みを改めた。引用にあたって、返り点などを省略した。なお佐目所蔵文書は、大字佐目の共有文書群である。
- (9) 『日本荘園大辞典』（東京堂出版、一九九七年、柿御園の項）。前掲注(8) 『神道大系』神社編二三（解題「神崎郡」、二六～二七頁）。
- (10) 『ふる里の写真集』（大字佐目役員会、一九八八年）。
- (11) 正長元年三月淡海滋賀伊香龍八所大明神来由記（八所神社文書、前掲注(8) 『神道大系』神社編二三、一〇～一三頁）。前掲注(8)

『神道大系』の解題（一三～一四頁）によると、江戸時代中期の書写らしいが、この文書は現在、所在不明である。

- (12) 前掲注(5)『日本歴史地名大系』滋賀県の地名(伊香立の項など)。

- (13) 滋賀県神社庁の公式ウェブサイト「神社紹介」による。

※滋賀県神社庁公式ウェブサイトのアドレス

http://www.shiga-jinjacho.jp/ycBBS/Board.cgi/02_jinja_db/db/ycDB_02jinja-pc-detail.html?mode=view=1&view=oid=3

- (14) 西近江新聞のウェブサイトに「歴史散歩」による。

※西近江新聞ウェブサイトのアドレス

<http://nishioumi.cf-net.com/99-10.shml>

- (15) 兵主大明神縁起(兵主神社文書、前掲注(8)『神道大系』神社編二二、二三四～三三五頁。『統群書類従』第三輯下、一九六四年版、統群書類従完成会、五四三～五四五頁)。「神道大系」と『統群書類従』では、表記に若干相違がある。原本で確認したところ、『神道大系』の読みの方が比較的正しいが、それでもやはり誤読がある。本稿では、原本で読みを改めた。

兵主神社に関しては、『名勝兵主神社庭園保存整備報告書』発掘調査編(中主町教育委員会、二〇〇二年)、特に同書掲載の藤田恒春「縁起創成と文字世界の交錯―兵主神社の歴史―」が詳しい。また同書には「兵主神社関係史料」も掲載されている。

- (16) 前掲注(5)『日本歴史地名大系』滋賀県の地名(兵主神社の項)。なお、『群書解題』では「八幡浦」と誤解している(第六巻、統群書類従完成会、一九六二年、四六二～四六三頁)。兵主大社宮司

の井口昌宏氏(二〇一〇年三月五日談)によると、八ッ崎は現在のマイアミ浜のあたりとのことである。

- (17) 日本三代実録貞観四年正月二〇日条(『新訂増補国史大系 日本三代実録』前篇、吉川弘文館、一九八九年)、ならびに前掲注(5)『日本歴史地名大系』滋賀県の地名(兵主神社の項)。

- (18) 前掲注(16)『群書解題』も、この縁起の中世的な様相を示唆している。

- (19) 前掲注(5)『日本歴史地名大系』滋賀県の地名(兵主神社の項)。また一五四六(天文一五)年八月六角氏奉行人奉書(兵主神社文書)には、兵主社社家中の築の権利が六角氏から認定されている(前掲注(15)兵主神社関係史料五二号。村井祐樹編『南北朝遺文』佐々木六角氏編五七六号文書、東京堂出版、二〇〇九年)。この築漁をめぐる問題については、深谷幸治「戦国期近江における村落間漁業権・湖岸利用権相論」(『中世の紛争と地域社会』、岩田書院、二〇〇九年)などの研究がある。

- (20) 井口昌宏「兵主神と末社十八郷の神々」(『八千矛』、兵主大社社務所、一九九九年)、前掲注(15)『名勝兵主神社庭園保存整備報告書』発掘調査編(三頁)、ならびに二〇一〇年三月五日の兵主神社宮司・井口昌宏氏からの聞き取り調査による。

- (21) 松本真輔「中世聖徳太子伝と油日神社の縁起―聖徳太子の兵法伝授譚と武人としての太子像―」(『日本文学』五三巻六号、二〇〇四年)、『油日神社関係文書調査報告書―滋賀県甲賀市甲賀町油日―』(甲賀市史編纂叢書第三冊、甲賀市、二〇〇七年)。

- (22) 天文一四年(天保一六年写)江州甲賀郡油日大明神縁起(前掲

- 注(21)『油日神社関係文書調査報告書』、一九頁。
- (23) 油日大明神縁起・油日神社濫觴記(油日神社文書、前掲注(8)『神道大系』神社編二三、三〇〇〜三〇八頁)。
- (24) 前掲注(5)『日本歴史地名大系』滋賀県の地名(油日神社の項)。
- (25) 前掲注(5)『角川日本地名大辞典』滋賀県(小字一覽、甲賀町「油日村」の項、一〇七五〜一〇七六頁)。
- (26) 日本三代実録元慶元年二月三日条(新訂増補国史大系 日本三代実録)後篇、吉川弘文館 一九八三年)。
- (27) 前掲注(21)『油日神社関係文書調査報告書』(一一七頁)、及び前掲注(5)『日本歴史地名大系』滋賀県の地名(油日神社の項)。
- (28) 油日神社宮司・瀬古吉孝氏によると、九月二日は「岳ごもり」と言つて、午後から油日岳に登山して、鑽火・祭祀をして翌朝夜明けに下山する。この鑽火はカンテラに移して、油日神社に持ち帰る。九月一三日は「大宮ごもり」で、九地区の氏子らが合計千人ほど、油日神社に参集する。この大宮ごもりでは岳ごもりの鑽火が用いられる。現在は祭祀の後、夜七時に直会して一二時頃には解散するが、以前は夜明けまで油日神社境内に籠もっていたという(二〇一〇年三月七日の聞き取り調査)。
- (29) 武神として信仰を集めていた証左として、甲賀郡中惣による信仰があげられる。一五七六(天正四)年、甲賀郡中惣は「油日大明神え御立願ノ事」ということで、「百石 永代御神領」を寄進しているのである(天正四年十一月甲賀中惣田地寄進立願案、山中文書二六一号、『水口町志』下巻 史料編、水口町、一九五九年)。
- (30) 年未詳川枯神社々法録(伴良松家文書二二三号、前掲注(21)

『油日神社関係文書調査報告書』、七三〜七八頁及び二三五頁)、宮島敬一「戦国期近江における地域社会と地方寺社―祭祀・神事と奉加の『政治性』―」(『宗教・民衆・伝統―社会の歴史的構造と変容―)、雄山閣出版、一九九五年、所収)、『甲賀市史』六巻 民俗・建築・石造文化財(甲賀市、二〇〇九年、一一二〜一二二頁)、藤田和敏「郷土と祭祀の語る地域社会―『甲賀忍者』末裔の実像―」(『村の身分と由緒』、吉川弘文館、二〇一〇年、所収)、及び前掲注(5)『日本歴史地名大系』滋賀県の地名(油日神社の項)。以下の大祭・頭殿行列に関する記述は、これらの文献による。

【付記】

二〇一〇年三月におこなった現地調査では、兵主神社宮司・井口昌宏氏、中尾勘三郎氏(佐目町)ら若宮八幡神社氏子の方々、望田宰弘氏(綺田町)ら榎原稻荷神社氏子の方々、京都府立総合資料館・大塚活美氏、油日神社宮司・瀬古吉孝氏、東近江市史編纂室・古山明日香氏、八所神社役員・伊勢田信夫氏、甲賀市史編纂室のご高配をたまわった。記して感謝申し上げます。

なお本稿に関する現地調査には、二〇〇七〜二〇〇九年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「中近世における名主座の分布領域とその外縁地域の宮座に関する村落類型論的研究」(研究代表者・藪部寿樹)の経費を用いた。

【英文タイトル】

The Myths of Villages in OMI Country
SONOBE Toshiki

【要旨】

本論文は、近江国における村落神話を論じたものである。具体的には、蒲生郡栩原郷の栩原若王子大明神、神崎郡佐目村の塔お金神、滋賀郡伊香立荘の八所大明神、野洲郡兵主郷の兵主大明神の事例を考察した。

【キーワード】

村落神話、宮座